

## **(仮称) 千葉県再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例の制定趣旨**

近年、省内における再生土等を利用した土地の埋立て等の一部には、不適正な施工方法による崩落等や周辺の植生への悪影響が見られ、また、再生土等の埋立て等と称した廃棄物などの不適正な処理がなされている事例もある。

このような状況を受けて、県では、県民の生活環境の保全を図るため、「千葉県再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例」の制定に向けて検討しているところである。

### **1. 再生土等の埋立て等の概要**

「再生土等」とは、建設汚泥等の産業廃棄物を中間処理し、土地造成用の資材として再生したものである。

省内では、太陽光パネルの設置などを目的とした土地造成において、再生土等が利用されている実態がある。

### **2. 再生土等を利用した埋立て等に係る問題**

再生土等は、原材料は産業廃棄物であるが、中間処理されているため、適正に利用する限り、安全で有用な資材である。（県においても、産業廃棄物のリサイクル促進の観点から、再生土等の建設汚泥再生品の利用拡大に努めている。）

しかしながら、現状、再生土等の埋立て等の一部には、以下のような問題があると認識している。

#### **○崩落等の発生**

再生土等の急勾配の埋立て等などが見られ、崩落等が発生している事例がある。

#### **○アルカリや塩化物による環境影響**

再生土等には、高いpH値を示すものや塩化物を含むものがあり、再生土等の埋立て等の現場の一部では、雨水により、植生に影響を与えるおそれのある高いpH値を示す溶出水や塩化物が周辺に流出している。

#### **○実態把握の困難性**

再生土等の埋立て等は、再生された資材の利用をするものであるため廃棄物処理法の規制の対象となっておらず、また、自然由来の土砂の処分等をするものでないため千葉県残土条例（通称）の規制の対象ともなっていないことから、その実態把握には限界がある。

#### **○再生土等の埋立て等と称した廃棄物等の不適正処理**

再生土等の埋立て等について実態把握に限界があることもあり、再生土等の埋立て等と称した廃棄物などの不適正な処理がなされている事例もある。

### 3. 県の対策と限界

#### ○行政指導指針の策定と実施

県では、平成28年9月に「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」を策定し、再生土等の埋立て等の実態把握に努め、適正な方法による埋立て等を指導している。

#### ○行政指導の限界

指針の運用では、次のような限界があると考える。

- ①指針の構造基準を満たさない埋立現場が相当数確認されており、実際に一部の埋立て等の現場では崩落が発生しており、県民の生命・財産への影響が危惧されるが、これを防止するための実効性確保手段がない。
- ②指針の運用を通じて、再生土等の特有の問題、すなわち高いpH値を示す溶出水や塩化物による周辺の植生への悪影響を防止する必要性を認識したが、これを防止するための実効性確保手段がない。
- ③任意の行政指導では事業者から協力を得られないことも多く、必ずしも事業者から適時に情報を把握し、十分な指導を行うことができていない。

※ 再生土等の適正な埋立て等の確保の観点から、より実効性のある仕組みが必要であり、条例による規制について検討する。

### 4. 条例案の方向性

#### ○目的

崩落等の災害や塩化物等の流出による環境影響を未然に防止し、県民の生活環境の保全を図る。

#### ○規制の概要

- ・再生土等の適正な埋立て等を確保するための基準（崩落等の防止・環境影響防止）の遵守義務の創設
- ・再生土等の埋立て等に関する適時の情報収集制度（届出制度の創設、立入検査の実施など）
- ・実効性確保手段（措置命令、罰則など）

※なお、本条例による立入検査などにより、廃棄物や土砂等を利用した土地の埋立て等（又はその疑いのある行為）が認められたときは、廃棄物処理法又は千葉県残土条例に基づき厳正に対処することとする。